

三次市教育委員会告示第5号

三次市文化振興活動支援補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月8日

三次市教育委員会

教育長 迫 田 隆 範

三次市文化振興活動支援補助金交付要綱の一部を改正する告示

三次市文化振興活動支援補助金交付要綱（平成29年三次市教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この告示は、令和5年3月8日から施行する。